

7 | インターネットによる人権侵害

(1) 現状と課題

高度情報化社会が急速に進展し、情報の収集・発信ができる手軽で便利なメディアとして、パソコン、携帯電話、スマートフォンなどによるインターネット利用者数は近年、急速に増加しています。

しかし、発信者の匿名性や情報発信の簡易さなど、その特性を悪用した個人に対する誹謗・中傷といったプライバシーの侵害や差別を助長する表現等の流布が増加しています。

また、異性を紹介する「出会い系サイト」による児童買春、過激な暴力シーン、児童ポルノのサイトなどが、子どもを巻き込む犯罪などを引き起こす原因になっていると考えられます。

2002年（平成14年）5月に施行された「プロバイダ*責任制限法*」には、インターネット上などの情報の流通において権利の侵害が行われた場合に、被害者がプロバイダやサーバの管理者などに対して、発信者の情報の開示を請求する権利を与えることが規定されていることから、この法的措置の周知を徹底することが求められています。

また、県民一人ひとりがインターネットの利点と問題点を正しく理解し、人権を侵害する情報をインターネットに掲載しないように啓発していくことが必要です。

人権に関する意識調査の結果「インターネットによる人権侵害」への関心は高く、27.2%となっており、「他人を誹謗中傷したり、差別を助長するなど、人権を侵害する情報を掲載すること」や「個人情報などが流出していること」などの情報モラルの問題や、「出会い系サイトなど犯罪を誘発する場となっていること」について問題があるとしています。

一方、企業等による個人情報の流出も少なくない現状から、情報管理に対する一層の安全対策が望まれます。

(2) 施策の方向

県では、インターネットによる人権侵害を防止するため、県民一人ひとりがインターネットの利点と問題点を正しく理解し、情報の収集・発信における個人の責任やモラルについて関係機関と連携しながら啓発に努めます。

1) インターネットによる人権侵害を防止するための啓発の推進

県民一人ひとりが、個人のプライバシーや名誉について正しく理解し、人権意識を持ってインターネットを利用するよう啓発活動に取り組みます。

2) インターネットに書き込まれた人権侵害への対応

インターネット上には、差別的表現等の流布に加え、子どもを性的対象とした児童ポルノや出会い系サイトなど性犯罪などにつながる情報が掲載されています。こうした人権侵害に対しては「絶対に許さない」といった態度で望む必要があります。

このため、岐阜地方法務局や県教育委員会などの関係機関と連携し、こういった情報の発信者や情報を掲載しているサイトの管理人であるプロバイダ等に削除要請することができることを啓発するなど、適切な対応に取り組みます。

3) 企業等への個人情報管理安全対策の啓発

企業等が管理している個人情報がインターネット上に流出する事件が多発しています。このため企業等に対する個人情報の安全管理について、啓発活動を推進します。

4) 青少年の健全育成のための利用環境の整備促進

児童・生徒をはじめとする青少年に対しては、インターネットや携帯電話・スマートフォンに関する正しい使い方を理解させる必要があります。

インターネットや携帯電話・スマートフォンは、私たちの生活を豊かで便利にしてくれますが、使い方を間違えると、誰かを傷つけたり、犯罪などのトラブルに巻き込まれたりする危険性があります。

こういった情報化がもたらす社会的影響について周知し、情報の収集や発信における個人の責任やモラル等について理解させるための教育・啓発について、教育委員会、警察、通信事業者等と連携しながら取り組みます。

■ インターネットによる人権侵害で、特に問題があると思うこと

Q インターネットによる人権侵害について、特に問題があると思うのはどのようなことですか。以下の中から2つまで選んで○をつけてください。

